

達 示 第 3 4 号

令和 7 年 7 月 1 1 日

福岡 拘 置 所 長

福岡拘置所未決拘禁者外部交通取扱規程の制定について
標記について別紙のとおり定め、本年 7 月 1 6 日で施行する。
なお、令和 6 年 1 1 月 1 9 日付け達示第 3 5 号「福岡拘置所未決拘禁者外部交通取扱規程」は、同日付けで廃止する。

別紙

福岡拘置所未決拘禁者外部交通取扱規程

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 面会
 - 第 1 節 一般面会
 - 第 2 節 弁護士面会
- 第 3 章 信書の発受
- 第 4 章 雑則
- 第 5 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、当所における未決拘禁者の外部交通について必要な事項を定め、その適正な実施を期することを目的とする。

(根拠)

第 2 条 当所における未決拘禁者の外部交通に関する取扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）、平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成訓第 3359 号法務大臣訓令「被収容者の外部交通に関する訓令」、平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯正第 3350 号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令及び被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」及び平成 19 年 5 月 25 日付け法務省矯成第 3246 号矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等の取扱いについて」（以下「同通達」という。）によるほか、この規程による。

(決裁基準)

第3条 面会表の決裁は、統括矯正処遇官（第一担当）（以下「第一統括」という。夜間・休日は監督当直者とする。以下同じ。）の代理決裁とする。

2 未決拘禁者の書信表の決裁は以下のとおりとする。

(1) 次に掲げる書信表については、第一統括の代理決裁とする。

ア 要注意者及び要視察者に指定した者の書信表

イ 死刑判決を受けた者の書信表

ウ 接見等禁止決定を受けている者の書信表

エ 信書の内容から次に該当すると認められる書信表

(ア) 家族の不慮の事故、離縁等で心情不安定となることが予想されるもの

(イ) 処遇上の参考になると認められるもの

(ウ) 上記のほか、主任矯正処遇官（外部交通担当）（以下「外部交通主任」という。夜間・休日は副監督当直者とする。以下同じ。）が必要であると判断したものの

(2) 前記(1)以外の書信表については、外部交通主任が代理決裁するものとする。

(留意事項)

第4条 未決拘禁者に対し、外部交通を行うことを許し、又はこれを禁止し、若しくは制限するに当たっては、未決拘禁者が刑事訴訟手続における一方の当事者として、刑事訴訟法でその防御権の行使が保障されていることを念頭に、収容目的に応じた適正な処理に留意しなければならない。

2 未決拘禁者の外部交通を担当する職員は、外部交通に係る関係法令に通ぎようしておくとともに、知り得た情報は担当職員に通知する等、関係職員との連携を図らなければならない。

第2章 面会

第1節 一般面会

(面会の相手方)

第 5 条 未決拘禁者に対して面会を申し出た者（以下「面会人」という。）があったときは、第 39 条第 5 項の規定及び閉居罰により面会を停止（弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）されているときを除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより、面会が許されない場合は、この限りでない。

（面会の受付）

第 6 条 面会受付職員は、面会人に対し、面会申込票（別紙 1）を提出させるものとする。

（面会人の調査）

第 7 条 面会受付職員は、接見等禁止決定がなされている未決拘禁者については、面会人が、同決定をもって許可されている対象者であるか否かの確認を行うものとする。

2 前項において、必要があれば、面会人に身分証明書若しくは必要な書類その他の物件の提示又は提出を求めるものとする。

（面会の立会い等）

第 8 条 未決拘禁者の面会には、原則として職員が立ち会うものとする。

2 面会の状況によっては、面会内容の録音又は録画を行うこととする。

3 前 2 項において、施設の規律秩序を害する結果及び罪証隠滅の結果を生じるおそれがないと明らかに認められる場合には、その立会い又は録音若しくは録画を行わないこととする。

4 前項にかかわらず、次に掲げる者との面会については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

（1）自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

（2）自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3

条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士

- 5 当該未決拘禁者と前 4 項以外の者との面会について立会い等を省略する場合は、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めておくものとする。

第 9 条 面会の立会いを省略した場合には、未決拘禁者の面会の実施に当たる職員（以下「面会担当職員」という。）は、通路側視察窓から随時、面会の状況を視察するものとする。

（面会の記録）

第 10 条 面会担当職員は、面会の立会いを行った場合には、面会表に面会の日時、面会人の身上、面会の談話の要旨等を記載し、決裁に付すものとする。

- 2 面会の立会いを省略し、録音又は録画を実施した場合は、録音又は録画により確認した内容を、未決拘禁者若しくは面会人から面会内容を聴取した場合はその内容を、それぞれ面会表に記載するものとする。

- 3 面会人に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会人が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に面会人の氏名、説明内容及び面会人が取り下げた旨を記載するものとする。

（面会を許さない場合の告知）

第 11 条 法の規定により面会を許さない場合には、未決拘禁者に対し、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について告知を行うものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成される場合等には、相手方の氏名を省略して告知する。

- 2 当該未決拘禁者への面会を許さない場合の告知は、当該未決拘禁者の所管の統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）が指名した職員が行うものとする。

（面会の一時停止及び終了）

第 12 条 面会担当職員は、未決拘禁者又は面会人が法第 117 条 1 項各号に掲げる以下の行為をする場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止するものとする。ただし、面会人が弁護士等の場合は、第 23 条の規定によるものとする。

- (1) 未決拘禁者又は面会人が次のア又はイのいずれかに該当する行為をするとき
 - ア 本規程に定める面会人の人数、面会の時間等施設の管理運営上必要な制限に違反する行為
 - イ 大声・騒音又は器物損壊等の施設の規律及び秩序を害する行為
 - (2) 未決拘禁者又は面会人が次のいずれかに該当する内容の発言をするとき
 - ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの
 - イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
 - ウ 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
 - エ 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの
- 2 面会担当職員は、前項各号のいずれかに該当する場合において、未決拘禁者又は面会人に注意を促すことで足りるときは、未決拘禁者又は面会人の行為又は発言を制限して警告するものとし、注意を促すことで足りない場合や未決拘禁者又は面会人が職員の制止・注意に従わず、面会を一時停止する必要があると認められる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。
- (1) 未決拘禁者及び面会人に対し、その場で静かに待機するよう命じること。
 - (2) 未決拘禁者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。
 - (3) 未決拘禁者又は面会人に対し、面会の場所からの退室を命じること。
- 3 面会担当職員は、前項により面会を一時停止した場合には、速やかに第一統括、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）又は所管の統括に対して、面会の状況等を口頭で報告し、面会表にその旨を記録するものとする。
- 4 前項の報告を受けた第一統括等は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見等を所長に報告した上で、その指示を受け、面会の継続又は面会を継続することが相当でないと認められるときは面会の終了の措置を執るものとする。
- （面会人の人数制限）
- 第13条 面会人の人数は、3名以下とする。ただし、乳幼児等で3名を超えて入室しなければならない事情が認められるときは、この限りではない。
- （面会の場所）

第 14 条 面会の場所は一般面会室又は当職が特に指定する場所とする。

(面会の申出の日及び時間帯)

第 15 条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、規則第 19 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる日 (以下「休庁日」という。) 以外の日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

(面会の日及び時間帯)

第 16 条 一般面会を実施する日及び時間帯は、原則として休庁日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯とする。ただし、午前 11 時 30 分から午後 1 時までに受け付けたものについては、原則として午後 1 時から面会を実施する。

(面会の時間)

第 17 条 面会の時間は、30 分を下回らない範囲で実施するものとする。ただし、面会の申出状況、その他の事情に鑑みて 5 分を下回らない範囲で制限して差し支えないが、可能な限り面会時間を確保するように努めるものとする。

(面会の回数)

第 18 条 面会の回数は、未決拘禁者については、原則として 1 日につき 2 回とし、面会人については、1 日に 1 回とする。

(面会人の遵守事項)

第 19 条 面会室の利用方法その他の面会の態様について、面会人 (弁護士等を除く。) が遵守すべき事項は次のとおりとし、面会人待合室等に掲示するものとする。

- (1) 指示された時間内に面会を終了すること。
- (2) 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (3) あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- (4) 施設内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- (5) 遵守事項に違反する場合は、面会を一時停止したり、終了することがあること。
- (6) 面会には職員が立合い、又は録音し、若しくは録画することがあること。
- (7) 職員の職務上の指示に従うこと。

(8) その他施設の管理運営上必要な制限の内容

第 2 節 弁護人面会

(弁護人等の面会の受付)

第 20 条 面会受付職員は、弁護人等として面会の申出があったときには、真に当該未決拘禁者の刑事事件を担当するか否か等について注意し、必要に応じて、弁護人等に確認を行うものとする。

(弁護人等の面会の立会い)

第 21 条 弁護人等との面会には職員の立会いはしないこと。

(弁護人等の面会の場所)

第 22 条 弁護人等との面会は、弁護人面会室又は当職が特に指定した場所で行うものとする。

(弁護人等の面会における人数)

第 23 条 弁護人面会における弁護人等の人数は 3 名以内とする。ただし、弁護人等の申出により、施設の管理運営上支障がない場合にはこの限りではない。

(弁護人等の面会の申出の日、面会の日及び各時間帯)

第 24 条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、休庁日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、面会の日及び時間帯は、原則として休庁日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、弁護人等が前記時間帯に既に面会をしており、面会を継続して行う場合等、管理運営上支障がないと認める場合にはこの限りではない。

2 弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）との面会受付時間は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。ただし、同通達の規定により夜間・休日に面会を実施する場合は、同通達に規定する範囲で面会を受け付けるものとする。

また、当所の執務時間以外に実施する弁護人等面会は、同通達の範囲で実施するものとする。

(弁護人等の面会の一時停止及び終了)

第 25 条 未決拘禁者と弁護士等との面会において、未決拘禁者又は弁護士等が、大声・騒音、器物損壊等施設の規律及び秩序を害する行為をなした場合、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止することができるものとする。この場合においては第 12 条第 2 項の規定を準用する。

第 3 章 信書の発受

(信書の発受)

第 26 条 未決拘禁者が発受する信書は、法第 136 条により準用される法第 129 条、第 130 条、第 148 条第 3 項又は法第 12 章賞罰の規定（弁護士等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）により許されない場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより、信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

(信書の検査等)

第 27 条 未決拘禁者が発受する信書は、逃走、罪証隠滅の防止及び施設の規律秩序の維持に留意し、原則として検査を行うものとする。

2 信書の検査に当たる職員（以下「書信担当職員」という。）は、信書の検査を行った場合、原則としてその信書の文末の余白に検印を押印するものとする。

3 次に掲げる信書については、第 1 項の検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第 3 号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、通常検査を行う。

(1) 未決拘禁者が弁護士等から受ける信書

(2) 未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(3) 未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置、その他自己が受けた処遇に関し、弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書。ただし、前記弁護士宛てに発する信書については、第 1 項の検査を行うものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと明らかに認められる場合には、第 1 項の検査を行わないことができる。

(信書の内容による差止め等)

第 28 条 書信担当職員は、検査の結果、未決拘禁者の発受する信書の全部又は一部が法第 136 条により準用される第 129 条第 1 項各号に掲げる以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合は、該当すると判断した部分及び処理意見等について、当該信書を添えて信書検査処理票により決裁を受けるものとする。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
- (2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 威圧にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
- (6) 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 信書の削除、抹消又は差止めは、次の各号に掲げるところに従い、これを決定する。

- (1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合には削除又は抹消とする。この場合において、第一次的には抹消の方法によるものとし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合は、削除の方法によるものとする。
- (2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合には差止めと

する。

3 第 2 項の決定をした場合には、次の各号に掲げる場合に依り、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

(1) 差止めの場合

当該未決拘禁者に対し、次の事項について告知を行うこと。

ア 発信書 差止めを決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めが決定した日及び相手方の氏名

(2) 削除の場合

ア 該当箇所を削除した上で、交付又は発信を行うこと。

イ 未決拘禁者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に掲げる発信の指導を行うことなく削除したときは、削除した箇所の内容の要旨を未決拘禁者に告知すること。

(3) 抹消の場合

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、交付又は発信を行うこと。

イ 未決拘禁者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に掲げる発信の指導を行うことなく抹消したときは、抹消した箇所の内容の要旨を未決拘禁者に告知すること。

4 前項の未決拘禁者への告知は、所管の統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）又は所管の統括が指名した職員が行うものとする。

5 第 3 項の告知を行う場合には、条、項、号及び当該条文の規定内容も告知するものとする。

6 未決拘禁者の発受する信書が刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは、罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について判断が困難な場合は、必要に応じて検察官に対し、適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談するものとする。

(発信の指導)

第 29 条 発信書の内容が法第 136 条の規定により準用される第 129 条の第 1 項のいずれかに該当する場合であっても、信書の差止め、一部削除又は抹消の手続を行う前に、当該未決拘禁者に対し書き直し等の指導を行うことができるものとするが、強制にわたることのないよう留意すること。

2 前項の指導は「信書（発信分）書き直し指導簿」（別紙 2）をもって、処遇部長の決裁を受けるものとする。

（信書の作成時間）

第 30 条 未決拘禁者が信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、朝食後から就寝前までとする。ただし、点検時及び食事時間は、この限りでない。

（封筒及び便箋等の規格）

第 31 条 発する信書の用紙、封筒の規格、用いる筆記具の種類等は、以下のとおりとする。

- (1) 用紙は、原則として、通常便箋、はがき又は郵便書簡とする。
- (2) 封筒は一重のものとし、二重のものは認めない。
- (3) 封筒に入れることができる便箋は 7 枚以内とするが、弁護士又は弁護士となる者へ発信する際はこの限りではない。
- (4) 郵便書簡に同封することができる便箋は、原則として、6 枚以内とする。
- (5) 信書の作成（宛先・差出人記載も含む。）に用いる筆記具は、自弁が許されるものとする。ただし、蛍光ペンは、施線や枠取りなど強調目的での使用に限り、文字を記すことは認めない。

2 筆記具を用いた記載方法等は、以下のとおりとする。

- (1) 記載された文字が極端に小さいもの、薄いもの、形が特異なもの等一見して判読できないものは、書き直し指導の要否を検討する。
- (2) 必ずしも単一種類の筆記具で作成するよう制限するものでないが、数種類の筆記具を文字ごとに殊更使い分けたり、文字の大きさ、太さ、濃さ等が多様である部分が大半を占めるものは認めない。
- (3) 便箋における文字は、罫線のある面に 1 行ずつ記載し、欄外や裏面への記載は認

めない（罫線間に記載すると判読できない可能性のある筆ペンに限り、2行以上の罫線を1行として用いることを認めるが、前項のとおり、文字の大きさが多様である部分が大半を占めるものは認めない。）。

(4) 下絵の上に重ねて文字を記載したり、文字に重ねて蛍光ペンで○△×印を付すことは認めない。

(5) 宛先・差出人に係る記載に当たっては、郵便番号、所在地、氏名等の必要事項のみにとどめ、何らかの通信内容やイラストの記載は認めない。

(6) 何も記載していない便箋や白紙を同封することは認めない。

(発信書の代筆)

第32条 自筆することができない未決拘禁者が、代筆により信書の作成を希望するときは、所管の統括が指名した職員が代筆するものとする。

(発信の申請の受付日及び時間帯の制限等)

第33条 発信の申請の受付日は原則として休日を除き、発信回数は1日2通（電報を含む。）と（弁護士等に発信する信書については除く。）する。ただし、弁護士等に発する信書については、発信回数を定めないものとする。

2 発信の受付は、原則として午前9時までとする。

(通数外発信等)

第34条 未決拘禁者から、発信回数を超えての発信、受付日及び受付時間帯以外における発信等の申請があった場合には、所管の統括（執務時間外にあっては監督当直者）は、その緊急性及び必要性を記載した願箋を提出させた上で、許否を判断するものとする。

(信書の発受の記録)

第35条 未決拘禁者が発受する信書について検査を行ったときは、書信担当職員は、書信表に発受の許否（その一部を削除し、抹消した場合にはその旨）、発送又は交付年月日及び相手方の氏名等を記録するものとする。

2 書信表の要旨欄には、処遇上参考となる事項を簡潔に記載し、特記すべき内容が認められない場合には、「安否伺い」、「近況報告」等簡易な記載を行って差し支えな

い。

- 3 第 27 条第 3 項において、検査を行わなかった場合については、その旨を書信表に記録するものとする。
- 4 郵券その他物品が同封されていた場合には、要旨欄にその品目、数量及び処置内容を記載し、受信書の表面には緑色のボールペンで品目及び数量を記載するものとする。
- 5 受信書の表面には、書信表の受信番号を緑色のボールペンで記載するものとする。
(被害者への発信)

第 36 条 未決拘禁者が自己の刑事事件の被害者、検察側証人への発信を申請したときは、裁判への影響を勘案し、その内容に関係なく、弁護士等を介し行うよう指導するものとする。

- 2 被害者が未決拘禁者からの発信を受けることを明らかに了解している場合には、前項にかかわらず、直接発送することを認めるものとする。

(発信に要する費用)

第 37 条 信書の発信に要する費用について、未決拘禁者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認められるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発信を差し止めた信書の取扱い)

第 38 条 信書の発受を差し止めた場合にはその信書を、信書を削除した場合にはその削除した部分を、それぞれ会計課において、領置物品とは別に保管するものとする。

- 2 信書の一部を抹消した場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを前項同様に保管するものとする。
- 3 前 2 項により保管する信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の際においては、当該未決拘禁者に対し、当該未決拘禁者が死亡した際においては、その遺族等の申請に基づき当該遺族に対し引き渡すものとし、当該未決拘禁者の移送に際しては、先方刑事施設に対し、当該保管信書を確実に引き継ぐものとする。ただし、その引

渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

- 4 前項のただし書の規定は、次に掲げる場合において、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるときも同様とする。
 - (1) 釈放された未決拘禁者が、釈放後に発受差止め信書等の引渡しを求めたとき。
 - (2) 未決拘禁者が逃走し、同逃走の起算日から6か月を経過した場合において、発受差止め信書等の引渡しを求めたとき。
 - (3) 法第83条第2項の規定により解放された場合において、同条第3項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後、速やかに同項が規定する場所に出頭しなかった場合、その起算する日から6か月を経過した場合において、発受差止め信書等の引渡しを求めたとき。
- 5 第3項及び第4項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、未決拘禁者の釈放若しくは死亡の日又は前項各号で起算する日から3年間、会計課事務室において保管するものとする。
- 6 法第53条第1項、同54条第1項(第3号を除く。)及び第55条第2項並びに第3項の遺留物に関する各規定は、未決拘禁者に係る発受差止め信書等(前第4項において引き渡さないこととされたものを除く。)について準用する。

第4章 雑則

(外国語による外部交通)

第39条 未決拘禁者又は面会人等の相手方が日本語に通じない場合には外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、当該未決拘禁者にその費用を負担させることができるものとする。

- 2 未決拘禁者又はその信書の相手方が日本語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、当該未決拘禁者にその費用を負担させる

ことができるものとする。

3 前2項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、未決拘禁者にその費用を負担させるものとする。

(1) 本邦に派遣された外国（未決拘禁者が属する国に限る。）の大使、公使、領事その他これらに準じる者との面会等をし、又は信書を発受するとき。

(2) 刑事施設の職員が通訳し、又は翻訳したとき。

4 未決拘禁者が前項の通訳又は翻訳の費用を負担することができない場合において、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を国庫の負担とする。

5 未決拘禁者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さないこととする。

(手話による面会等について)

第40条 未決拘禁者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担とする。

第5章 その他

(電話による通話及びファクシミリによる交信について)

第41条 未決拘禁者と弁護人との電話による通話及びファクシミリによる交信に関する取扱いについては、別途指示するものとする。

(弁護人との面会におけるパソコンの使用について)

第42条 未決拘禁者と弁護人との面会の際、弁護人がパソコンの使用について願った場合は、訴訟上の必要に基づく記録用に限定して認め、録音・再生機能、録画再生機能、電話等の通信機能の使用は、いずれも使用させないものとする。

(受刑者への資格異動後の外部交通が目的であると認められる養子縁組への対応について)

第43条 未決拘禁者が養子縁組を行う際、その目的が受刑者への資格異動後の法令

における外部交通に関する各種規制を潜脱するものであることが認められる場合には、在社時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、外部交通の内容、当該受刑者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等、養子縁組が外部交通目的であることを示す事項について、書信表等に詳細に記録するなどするものとする。

(支所への準用)

第 4 4 条 小倉拘置支所における未決拘禁者の外部交通に関する取扱いは、本規程に準じるものとする。

別紙 1

面 会 申 込 票	
被收容者の氏名	
面会の目的 (○で囲ってください)	安否確認 近況報告 その他 ()
①	面会者氏名 生年月日 年 月 日生
	住所 職業
	関係 親 兄弟 配偶者 子 孫 知人 その他 ()
②	面会者氏名 生年月日 年 月 日生
	住所 職業
	関係 親 兄弟 配偶者 子 孫 知人 その他 ()
③	面会者氏名 生年月日 年 月 日生
	住所 職業
	関係 親 兄弟 配偶者 子 孫 知人 その他 ()

別紙 2

信書（発信分）の書き直し指導簿

令和 年 月 日

所 長	部 長	首 席	統 括	主 任	指 導 者
1 被收容者の工場 居室・番号・氏名		第 第	工場 番	棟 階	室
2 宛名人の続柄・氏名					
3 指導日時・場所		令和 年 月 日 午前・後 時 分 場所（ ）			
4 指導内容等					
(1) 信書の内容が下記理由（○印を付す。）に該当するため、書き直しを指導した。					
ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容のものである。					
イ 刑罰法令に触れることとなり又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある。					
ウ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある。					
エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがある。					
オ 受信者を著しく侮辱する記述がある。					
カ 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある。					
キ 罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある。					
ク 信書の発受によって、その者の拘禁目的に応じた処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある。					
ケ 信書の作成要領及び通数並びに信書の発受の方法等について、所内の定めに反するものである。					
(2) 指導に該当した内容（簡潔に記載すること。）					
5 指導結果					
(1) 素直に従った。					
(2) 従わなかった。					
(3) 次のことを申し立てたが従った。					